○農林水産省令第四十一号

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）の施行に伴い、中心市街地の活性化に関する法律第四十四条に規定する業務に係る食品流通構造改善促進機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二日

農林水産大臣　林　芳正

中心市街地の活性化に関する法律第四十四条に規定する業務に係る食品流通構造改善促進機構に関する省令の一部を改正する省令

中心市街地の活性化に関する法律第四十四条に規定する業務に係る食品流通構造改善促進機構に関する省令（平成十年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「第四十四条」を「第五十四条」に改める。

「第四十四条の」を「第五十四条の」に、「第四十五条」を「第五十五条」に、「第四十四条各号」を「第五十四条各号」に、「第四十四条第一号」を「第五十四条第一号」に改める。

附　則

この省令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月三日）から施行する。

○経済産業省令第三十五号

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）及び中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第二百四十一号）の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）を実施するため、経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二日

経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第五十五条第四項」を「第六十五条第四項」に改める。

第二条中「第三十六条第七項」を「第三十七条第七項」に、「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第五十五条第四項」を「第六十五条第四項」に改める。

第十条中「第四十条第四項第四号」を「第四十八条第四項第四号」に改め、同条第一号中「こと」の下に「。」を加え、同条第二号中「行うこと」の下に「。」を加え、同条第四号中「こと」の下に「。」を加え、同条を第十三条とする。

第九条第一項中「第十条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十条第一項第三号」を「第十二条第一項第三号」に改め、同条第三項中「第十条第二項第一号」を「第十二条第二項第一号」に改め、同条第四項中「第十条第三項第一号」を「第十二条第三項第一号」に改め、同条第五項中「第十条第三項第四号」を「第十二条第三項第四号」に改め、同条第六項中「第十条第六項第一号ハ」を「第十二条第六項第一号ハ」に改め、同条を第十二条とする。

第八条の見出し中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条第一項中「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第九項」を「第十一項」に、「認定特定民間中心市街地活性化事業者」を「認定特定民間中心市街地活性化事業者」に、「様式第三」を「様式第五」に改め、同条第二項中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第一項中「第四十条第一項」を「第四十八条第一項」に、「第九項」を「第十一項」に、「様式第二」を「様式第四」に改め、同条第二項第四号中「中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条第三項第一号中「第十条」を「第十二条」に改め、同項第二号中「第十条各号」を「第十三条各号」に改め、同条を第十条とする。

第六条中「第五十五条第三項」を「第六十五条第三項」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（民間中心市街地商業活性化事業計画の認定の申請）

第八条　法第四十二条第一項の規定により民間中心市街地商業活性化事業計画の認定の申請をしようとする者は、様式第二による申請書を、当該民間中心市街地商業活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　法第七条第九項第一号若しくは第二号に掲げる事業に関する専門的な知識を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること（法人にあっては、その人的構成に照らして当該知識又は能力を有すると認められること）を証する書類

三　民間中心市街地商業活性化事業計画の工程表及びその内容を説明した書類

四　最近二期間の事業年度における営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五　中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）における協議の概要を記載した書類

（民間中心市街地商業活性化事業計画の変更の認定の申請）

第九条　法第四十三条第一項の規定により認定民間中心市街地商業活性化事業計画の変更の認定を受けようとする認定民間中心市街地商業活性化事業者は、様式第三による申請書を、当該民間中心市街地商業活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる書類のうち当該認定民間中心市街地商業活性化事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付するものとする。

第五条第一項中「第三十七条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第二項中「第三十七条第三項」を「第三十八条第三項」に、「第三十七条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第四条柱書き中「第五十五条第四項」を「第六十五条第四項」に、「第三十六条第八項」を「第三十七条第八項」に、「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第五号中「第五十五条第四項」を「第六十五条第四項」に、「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第三条柱書き中「第三十六条第八項」を「第三十七条第八項」に、「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第四号中「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第三条　法第五十条第七項（法第五十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

本則に次の六条を加える。

（特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定の申請）

第十四条　法第五十条第一項の規定により特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定の申請をしようとする特定民間中心市街地経済活力向上事業者は、様式第六による申請書を、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項を説明した書類

三　特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の工程表及びその内容を説明した書類